

介護老人保健施設きなん苑備品貸出要綱

(平成26年12月1日要綱第5号)

(目的)

第1条 介護老人保健施設きなん苑（以下、「きなん苑」という。）が所有する備品貸出を行うことにより、きなん苑入所者（以下、「入所者」という。）の在宅復帰促進及び地域活動や公益的な活動が促進されることを目的とする。

(貸出備品)

第2条 貸出を行う備品は、入所者が利用している備品、又はきなん苑が所有している備品とする。

(貸出対象)

第3条 備品の貸出を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 入所者
- (2) 行政機関
- (3) 地域活動を目的としたイベント等の実施団体
- (4) その他、施設長が必要と認めた者

(貸出の制限)

第4条 施設長は、備品の使用について次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その貸出を許可しないものとする。

- (1) きなん苑が使用するとき
- (2) きなん苑の事業運営に支障が出る恐れがあるとき
- (3) 公の秩序又は善良な風俗を乱す恐れがあるとき
- (4) 備品を損傷、汚損する恐れがあるとき
- (5) 専ら営利を目的とした行事に使用する恐れがあるとき
- (6) 政治的、宗教的行事又はこれらに類する行事に使用する恐れがあるとき
- (7) その他、施設長が適当でないと認めるとき

(貸出料)

第5条 備品の貸出料は、無料とする。

(貸出期間)

第6条 備品の貸出期間は、原則7日以内とする。但し、施設長が特に必要と認めた場合はこの限りではない。

(申請及び許可)

第7条 備品の貸出を希望する者は、きなん苑備品借用許可申請書(様式1)をきなん苑に提出するものとする。

2 施設長は、前項の申請を受けたときは、その内容について審査し、適当と認めたときは当該備品を貸し出すものとする。

(毀損、滅失)

第8条 使用の許可を受けた者(以下、「使用者」という。)が備品を毀損又は滅失した場合は、きなん苑に速やかに届出するとともに、これを原形に復し返還するものとする。

(権利譲渡等の禁止)

第9条 使用者は、その権利を譲渡し、又はその備品を転貸してはならない。

(使用許可の取り消し等)

第10条 施設長は、必要があるとき、又は使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、貸出を停止、拒否することができることとする。

- (1) 備品を目的以外に使用したとき
- (2) 貸出期間を過ぎても返還しなかったとき
- (3) 虚偽の申請その他不正の手段により使用許可を受けた事実が明らかとなったとき
- (4) 前号に掲げるものの他、備品の管理上、支障があると認めたとき

(返還)

第11条 使用者は備品の使用が終了したとき、又は使用許可が取り消されたときは、直ちに原状に回復して返還しなければならない。

(損害賠償)

第12条 使用者は、自己の責めに帰すべき原因により、備品を損傷し、又は滅失した時は、その損害を賠償しなければならない。

2 備品の使用によって生じた事故等に関しては、使用者の責任において処理

するものとする。

(事務局)

第13条 備品貸出に関する事務局は、きなん苑事務職員(管理担当)とする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、誠意を持って施設長が定めるものとする。

附則(平成26年12月1日要綱第5号)

この要綱は、平成26年12月1日から施行する。